

# 三豊市の現状

公共施設

合併前の旧7町は、それぞれの町で住民サービスを完結できる施設を持っていたため、合併により同種の施設がたくさん集まってきました。これまで、職員数と財政規模について三豊市の実態を公開してきましたが、今回は市が所有する公共施設についてご報告します。

## ありあまる公共施設

三豊市の組織機構について、県内他市や類似団体と比べて明らか相違点は、支所、課、学校や幼稚園、公共施設が多いということです。その結果、面積の広い市ですが、支所が中心となり、他市にはない細やかなサービスが提供されています。

しかしその一方では、他市と比較して管理職や職員数が多く、人件費や施設の維持管理費が高いという現実にもなっています。

## 維持管理に年間9億2千万円

市内の公共施設を数えてみると、自治会の集会場、消防屯所および公園等を除いた、建築物を有する施設は、244施設あります。支所関係36施設、公民館・福祉関係45施設、



宿泊や研修など、さまざまな設備を備えていながら、利用されていない「高瀬交流センター」

スポーツ・文化文教関係33施設、教育関係71施設、市営住宅27施設、その他32施設です。

そのうち、合併前から利用頻度が著しく低かったものが、16施設あり、つたじま荘、みの観光館、高瀬交流センター、旧上高野幼稚園の4施設は、現在まったく利用されていません。また、合併後に利用率が低下したのも、16施設となっています。

三豊市長 横山 忠 始

## 新たな試み、民間への貸し出し

しかし、利用率が低下しても維持管理費はあまり削減されていないというのが実情です。この244施設の維持管理費（臨時職員賃金、水道料、電気料、電話料、清掃関係委託料、設備の維持管理委託料、警備委託料など）と維持補修費を合計すると1年間に約9億2千万円かかっています。

そこで三豊市では、まず、利用されていない施設のうち、みの観光館を民間に貸すという試みをしてみたいと思います。

9月議会で、みの観光館の利用を規定していた条例を廃止していただきましたので、柔軟な発想で利用方法と利用先を求めていきたいと準備にとりかかりました。

## ほかの市と比べてみると

その他の利用されていない施設もどう利用するか、有料で貸すのかあるいは売却するか、広いスタンスで検討します。利用がほとんどないに使用すると、維持管理費が膨らむだけになります。

公共施設の数の詳細まで正確に他市と比較することは、データ上困難です。そこで、各市の条例に定められている施設数を次ページの表で比較してみます。

公共施設数の傾向が分かる参考資料として見てください。

三豊市と同じように5つの町が集まって出来たさぬき市は、たくさんの施設がありますが、すでに市としての伝統を持つ丸亀市ほか3市は、さすがに整理されています。

近隣市公共施設数( 条例による )

市 名	施設数
三 豊 市	1 7 9
丸 亀 市	1 4 2
坂 出 市	1 0 1
善 通 寺 市	6 2
観 音 寺 市	1 1 0
さ ぬ き 市	1 8 7

各市の条例を参考とした。  
本庁、支所、出張所、学校施設、幼稚園、保育所、給食センター、市営住宅、市民病院（診療所）、墓地、下水道（集落排水）、消防署は除く。

**学校数も比べてみたら…**

幼稚園、保育所、小学校のあり方も、行政改革推進委員会で指摘を受け始めましたが、教育のあり方、地域のあり方を決める重要なことですので、ここも市民の皆さんと、市民から選挙で選ばれた市議会議員や私が、一丸となって決めていかなければならない大変重要なことだと思えます。  
数の現状は他市との比較ができますので、参考までに近隣市の幼・保・小・中学校数を紹介しますと、次のようになります。

近隣市保育所・幼稚園・小学校・中学校数比較表

	三豊市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市
保育所( 公立 )	10	18	7	4	6	9
保育所( 私立 )	0	8	6	3	5	5
幼稚園( 公立 )	20	10	10	8	8	15
幼稚園( 私立 )	0	2	2	1	1	1
小 学 校	25	18	15	8	13	15
中 学 校	7	8	8	2	5	6

三豊中学校は三豊市に含む。  
各市町ホームページを参考とした。  
休校・休園については計上していない。  
保育所・幼稚園は認可されているものだけを計上した。

**施設の有効活用を阻む適正化法**

国の法律に、適正化法（補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律）という、国からの補助金の使い方を制限する法律があります。つまり、国から補助金を受けてつくった施設は、その目的以外には使用してはいけないという法律です。  
しかし、合併して1つの自治体と同じ施設がいくつもあるという状況の中で、その利用目的が適正化法に

反するため変更できないのなら、まったくナンセンスです。

合併した自治体には、この適正化法の適用はないとすべきなのです。

**認められた利用目的の変更**

この点を県市長会や知事、県幹部との懇談会で何度も訴えたところ、「県としては全く同感なので、変更を認めていきたい」との理解ある回答を得ました。

これにより、既存施設の利用目的を変更できることになりましたので、市職員には、この適正化法に縛られることなく、既存施設をより有効に利用するにはどうしたらよいかを考えるようにと、強く指示しました。

既存公共施設をいかに有効に地域市民のために利用できるか、知恵の絞りどきであり、能力の試されるときだと考えています。

**気構えは「改革」よりも「創造」**

これまで、三豊市の職員数や財政規模、ありあまる公共施設の現実を見てきましたが、これらのことは、一つひとつ検討するのではなく、すべてを包括して考え、今後の10年間を見据えて根本的に改革されるべき

事項です。

三豊市は、「どう改革するか」悩むより、むしろ「生まれ変わる」という感覚でやらなければ、この危機を乗り越えることはできないでしょう。私たちは継承者ではなく、創造者の発想と気迫を持たなければなりません。

市民の皆さんも「過去はどうだった」という発想ではなく、今から創り始めるという気構えでお願いします。

そして、新しい三豊市をみんなの力で生み出そうではありませんか。



新たな道を求めて動き出した「みの観光館」